



広報

りしり

平成12年

4月号

No.351



スキー記録会 (3月5日)

人のうごき

世帯数	1,357	(+6)
人口	3,770人	(+2)
男	1,849人	(-1)
女	1,921人	(+3)

平成12年2月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

おもな内容

- 2~15... 平成12年度町政執行方針
- 16~23... 平成12年度教育行政執行方針
- 24~25... 介護保険制度
- 26~27... 国民年金からのお知らせ
- 28... 国民健康保険の被保険者証が変わります
- 29~30... お知らせ
- 31... わが家のアイドル
- 32... りしりの博物誌 (利尻の語り 139)
- 33... 消防だより
- 34... 戸籍の動き

交通事故死ゼロ記録 4月1日現在2,080日

平成十二年年度

町政執行方針

利尻町長 田島 順逸



平成十二年第一回利尻町議会定例会の開催にあたり、私の基本的な方針を申し上げ、議会議員の皆さん、町民皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思ひます。

国内経済は、厳しい状況をお脱していないものの、緩やかな改善が続ける中であつて、本格的な景気回復軌道に乗せるため、国は経済運営に万全を期し「経済再生」を最

優先に思ひきつた財政出動による二年連続の積極型予算を講ずる一方、消費の拡大を図るための恒久減税を実施するなど、税収の伸びは期待できない状況から、地方財政も一段と厳しい現状にあります。

こうした中で、昨年七月地方分権一括法が成立し、地方分権はいよいよ本年度から実施の段階を迎えることとなります。

明治以来の中央集権型の行政システムを改め、町民一人ひとりが余裕と豊かさを実感できる分権型社会を創り上げるためには、町民の皆さんと町が力をあわせて自分たちの地域や暮らしをどう変えていくのか、いわば市町村間の「知恵くらべ」がはじまるこ

とになります。

このように、自主、自立する地域づくりを目指すためには、町職員の英知を結集し、責任と自覚を持ち積極的な行政運営に努めなければなりません。

また、本年四月から介護保険制度がスタートいたします。高齢化時代を迎え、介護が必要になっても安心して生涯暮らすことができるよう、介護保険制度についての町民皆さんの理解を深め円滑な運営と、必要な福祉サービス、医療サービスの提供に努めてまいります。

本年度の予算編成にあたっては、依然現下の厳しい経済状況の中で、介護保険制度の開始、大型事業である交流促進施設の着工、各一部事務組合への繰出金、公債費償還金の増額等多額の一般財源を要する一方、景気低迷による地方交付税の減少が予想され、限られた財源の中で効率的、

効果的施策の取捨選択と、徹底した経常経費の節減を図りながら、引き続き産業基盤の強化、福祉医療対策、生活環境、防災、消防、教育環境等の整備充実にも努めてまいります。

なお、本年度も町民皆様や各職場等のご理解、ご協力をいただき「声かけ運動」を進めてまいります。心の輪が町内はもちろん、町外からの観光客等の皆さんにも、限りなく広がり、共に助け合い、

より明るく住みよい町づくりを推進してまいりたいと思ひます。

また、小学生模擬議会でも提案されました「目安箱」の設置についても実施したいと思つております。

なおまた、第四次総合振興計画を基調とし、「未来に誇れる町づくりをめざして」を目標に、わが「ふるさと利尻町」に住んでよかつたと実感できるような町づくりに向けて、町民皆様のご理解とご協力を得ながら、生き生きとした心ふれあう町づくりのため、諸施策を積極的に実施してまいります。

本年も、町政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。地方分権時代の新たな役割を担う責任を自覚し、多様化する行政需要に適切に対応するため、次に申し上げる事項について、町民皆さんの負託に応えるよう、全力を尽くしてまいります。



町財政について

はじめに町財政について申し上げます。

国の平成十二年度一般会計予算は、依然として本格的な経済回復が進まない状況から財政構造改革を先送りし、経済再生を最優先に対前年度比三・八%増の八十四兆九千八百七十一億円と二年連続の積極型予算となっております。

歳出面を見ますと、景気の本格的な回復に配慮し、政策的経費にあたる一般歳出は、前年度比二・六%増の四十八兆九百十四億円と高い水準となっており、このうち公共事業関係費は九兆四千三百七億円に加え、年度途中の景気の落ち込みに対応するため、公共事業等予備費を五千億円見込んでいるなど、景気回復に万全の対応をとっております。

一方、歳入面では、景気低

迷と恒久減税により前年度比

三・三%増の四十八兆六千五百九十億円を見込んでいるものの、歳入不足を穴埋めするため、当初予算としては戦後最高となる三十二兆六千億円の国債を発行し、歳入に占める国債依存度は三十八・四%となっております。

このような状況の中で、平成十二年度本町の財政運営については、依然として厳しい生産環境にある水産業の振興対策をはじめ、福祉医療対策、生活環境対策等公共投資により多額の町債残高を抱え、自主財源が乏しい財政事情が続いている中で、歳入面においては、一般財源の大宗を占める地方交付税は、近年の景気低迷の影響と算定方式の見直し等により、交付額の減少が予想されるなど厳しい状況にあります。

また、自主財源である町税については、昨年の磯付漁業の増産にもかかわらず、恒久減税の実施により多くの伸びが期待できない状況にありま

す。

一方歳出面においては、公債費等の義務的経費の増大が見込まれる中、社会経済情勢の急激な変化に的確に対応しつつ、多様化する地域の要請等を踏まえ、町政の抱える緊急かつ重要な課題に積極的に取り組むと共に、引き続き財政の健全化に努め、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、経費全般については、徹底した節減を図り、分権時代に対応した環境の変化に柔軟な財政基盤の確立に努めてまいります。

以上の状況を踏まえ、平成十二年度一般会計予算は、四十五億千五百四十一万九千円の子算編成ですが、介護保険制度の円滑な運営、交流促進施設の建設、水産振興対策、観光振興、定住対策、生活環境整備、教育施設整備等、町政各般にわたり積極的な事業実施に向け取り組んでまいります。

また、現下の厳しい町財政

を踏まえ、特別職の手当等の削減案を六月定例町議会に提案したいと思っております。

なお、特別養護老人ホーム及び介護保険に係る二会計の新設を加えた各特別会計、企業会計においても当該会計の趣旨を踏まえ、経営状況等について十分な分析を行い、健全経営に努めてまいります。

職員の服務と

研修について

次に職員の服務と研修について申し上げます。

公務員による憂慮すべき不祥事件が依然として跡を絶たず、その職務の執行の公平さに対する疑惑や不信を生じさせ、住民の行政に対する信頼を損ないかねない結果となっていることは、誠に遺憾であります。

申すまでもなく公務員は、全体の奉仕者としての自覚のもと、職務上知り得た情報に

については守秘義務を遵守し、公共の利益のため、職務に専念しなければなりません。

本町の職員は、一人ひとりがこうしたことの重要性を認識し、今後とも各職員をあげて網紀肅正を図り、公正且つ公平な町政の推進に努めてまいります。

現在、国内経済情勢は緩やかな改善が続いているものの、雇用問題等依然として厳しい状況の中で、多様化する地域



住民の要望に対応するためには、幅広い知識、柔軟な思考力と創造性を涵養することが必要であります。

また、「声かけ運動」の趣旨に沿って職員一人ひとりが、気軽に声をかけ合う姿勢が町民との連帯感を生み、心触れ合う心温かい地域づくりが進んでいくものと確信しております。

さらにまた、より広い町行政に必要な知識の習得と幅広い人間形成のため、専門機関からの講師招へいによる職員研修をはじめ、北海道自治政策研修センター等の専門研修等に積極的な参加の機会を設けてまいります。

水産業について

次に、水産業について申し上げます。

わが国の水産業をめぐっては、周辺水域における水産資源の悪化等による漁獲量の減

少、担い手の減少・高齢化の進行、漁村の活力の低下等厳しい状況に直面していることから、国は愈々新しい水産資源の保存管理等を柱とした水産基本法（仮称）の制定にむけて具体的な取り進めを始めております。

本町を取り巻く漁業環境も、正に前述した全国的な漁業環境そのものであり、非常に厳しいものがありますが、海藻の着生も順調に回復しており、本町地先の漁場の再生に大きく期待していると考えています。

こうした現状を踏まえ、本年度も杳形、仙法志漁業協同組合とも緊密な連携を取りながら、より有効適切な漁場管理と造成や資源管理に努めるとともに、国・道の支援も頂きながら、本町の漁家経済の向上に資するための各種施策を講じてまいります。

はじめに、磯付漁業の振興であります。ウニにつきま

しては、その生産額において本町の漁家経済を大きく左右する主要な位置にあり、ウニ資源の回復・増大対策は、今後より一層積極的に推進していかなければなりません。本年度におきましても、施設の効率的な活用を図りながら健苗サイズの安定生産に努めるとともに、放流にあたっては、放流場所の選定等についても、高い効果が得られるよう、杳形・仙法志両組合とも十分な協議をしております。



併せて天然・人工の判別調査や種苗放流追跡調査等につきましても、水産普及指導所との協力も得ながら積極的に実施してまいります。

また、ウニ増産のための導流溝や袋澗等の活用について、グループ化等の活用体制も含めて奨励・促進方を本年度も両漁業協同組合と協議を進めてまいります。

キタムラサキウニの増産対策につきましても、エゾバフンウニとの住み分けに配慮し、磯焼け防止にも十分留意しながら、その移殖事業に対し支援してまいります。

ウニ資源の回復・増大については、いつも申し上げていることですが、まず漁業者自らが真剣に漁場管理や資源管理等に取り組むことが最も大切でありますので、本年度も両漁協との連携・協力を得ながら、漁業者の皆さんとともに積極的に漁場の活用を図ってまいります。

また、本町の基幹産業である漁業への理解を深めて頂くために杳形、仙法志中学校の生徒の皆さんの、参加を得て始めました体験学習事業は、本年度で三年目になりますが、北海道が事業主体となり「いき水産学園」として継続実施いたします。

次に天然昆布の増産対策であります。

磯焼け現象で激減していた天然昆布は、漸く海藻の着生状況も回復し、平成八・九年頃から数年ぶりに増産をみましました。十年度は若干落ち込んだものの昨年度は、高価格に支えられたこともあり、平成九年度並みの生産額となりました。海は順調に蘇ってきていると思えますが、ウニに並ぶ本町の漁業生産の一方の柱として安定生産が図られるよう、本年度も投石事業など増産対策事業を実施いたします。また、当地域の磯焼け解消のために開発された「マリノフオーラム尻二十一」が、予定された試験期間を終了し、

平成十二年度から地元（利尻島特殊作業船管理運営協議会）に無償譲渡されることから、本機械設備を漁場の改良・造成のために有効活用を図ってまいります。

また、北海道が事業主体となつて実施されております沿岸漁場整備開発事業は、昨年度に引き続き各種実施されませんが、本年度は新たに杓形岬地区地先型増殖場造成事業を実施いたします。

次に、昆布養殖事業の推進についてであります。

本町の昆布養殖は、長年の紆余曲折を経て技術が確立し、安定生産が見込めるようになり、今では本町漁業の中でも最優良漁業に位置付けされるようになりました。

今後の課題としては、安定した労働力の確保の問題があります。この対応策として本年度も、「昆布干しアルバイト」の募集事業を両組合や関係漁家とも協議を行い、引き続き実施してまいります。

これまで、「利尻昆布」は

最高級の昆布として、全国的にも高い評価と名声を得てきましたが、今後もこれを維持し続けるためには、他の昆布産地に負けない製品づくりと、安定供給が最も大事であります。このことが販路の拡大と安定した価格維持につながるものと考えますので、本年度も、両漁組、漁業者共々一層良質な製品づくりと安定生産を目指し努めてまいります。

また、漁業気象支援システム委託事業についても、前年度に引き続き実施いたします。

次に、漁船漁業の振興についてであります。

本町の漁船漁業は、近海漁場に魚礁の投入等を行い魚族資源の回復に努めているものの、取り巻く環境は依然として厳しく、昨年のホッケ旋網漁業などは漁獲が皆無に等しいというような極めて深刻な状況が続いております。こうした中において本年度もこれまでと同様、資源の適正管理と資源保護等を訴えるのをはじめ、北海道や関係機関に対

して各漁業協同組合とともに沿岸漁業振興のための協議・交渉を続けてまいります。

また、サケのふ化事業については、昨年度同様の三、五〇〇千尾のふ化放流を実施いたします。

ヒラメについても、前年に引き続き日本海栽培漁業センターからの稚魚放流を継続実施するほか、本年度は、新しい試みとして本町地先からニシン稚魚の放流を実施いたします。

また、漁場管理用レーダーの有効活用に努めるとともに、底曳き漁船との調整づくりにも配慮してまいります。

また、沿岸漁場整備開発事業による魚礁設置事業は本年度新たに仙法志沖に実施しますし、北武蔵堆は昨年に引き続き実施いたします。さらに本年度は神居沖にミズダコ産卵礁設置事業を実施いたします。

また、昨年から始めました杓形漁組青年部の協力によるアワビの籠養殖、仙法志漁組青年部の協力によるカキ養殖の二つの試験事業について、本年度も引き続き実施いたします。

また、水産物の流通及び付加価値対策につきましても、観光との連携を密にしながら地場産品の宣伝や販路拡大に努めます。

次に、漁村の活性化と担い手対策につきましましては、本年

度も漁業生産向上のための施策を積極的に展開し、魅力ある漁家収入と漁業経営の安定を図り漁業後継者の育成に努めてまいります。また、花嫁対策についても積極的に努めてまいります。

次に、杓形港の整備について申し上げます。

杓形港は、離島における物流・交通の拠点港としてまた漁業の基地港として、さらには大型客船による国内クルーズの寄港港として重要な役割



を担っており、逐次整備が進められております。

本年度の事業内容といたしましては、防波堤（島）十八・七m、外防波堤の越波防止のための潜堤整備が八・六m、護岸の胸壁の嵩上げと合わせ、観光との関連を持った展望施設の整備のほか、マイナス三・〇m物揚場整備四十五・〇mに加え、新しい試みとして北海道が港湾施設と水産協調型のウニ漁場造成事業として、杓形港潜堤周辺で実施予定となっております。

また、完成した浮桟橋の有効な利活用を図るとともに、適切な港湾の維持管理も引き続き図ってまいります。

さらに、ふれあいマイポータル整備促進事業として、杓形港の周辺整備を計画しております。

事業内容としては、杓形岬公園休憩所の建設、花壇の整備等を予定しております。

次に、漁港整備であります

が、御崎漁港につきましては、昨年度から新規局部改良事業として整備が進められておりますが、本年度はマイナス二・〇m物揚場の改良が七・三m、用地護岸改良二〇・六m等の整備を計画しております。

仙法志漁港につきましては、三ヶ年の局部改良事業は終了しましたが、漁業集落環境整備事業として、引き続き排水管渠布設四二〇・〇m、排水管渠調査設計委託事業を計画しております。

新湊漁港につきましては、漁港漁村総合整備事業により漁業集落排水施設の整備が進められておりますが、事業内容としては排水管渠布設三八〇・〇m排水管渠調査設計委託事業が計画されております。他漁港につきましても、安全操業を基本として、安心して安全な港づくりを今後とも図ってまいります。

また、町の船揚場整備事業につきましましては、町内各地区の現状を把握し、緊急性等を配慮しながら整備してまいります。

ます。

海岸保全事業につきましても、災害から町民や国土を守るため、消波堤の設置や海岸侵食対策のための離岸堤の設置についても、引き続き整備に努力してまいります。

商工・観光・航、空路について

次に、商工業の振興について申し上げます。

最近の国内景気は政策効果に下支えられ下げ止まり、一部に明るい兆しも出ているとされていますが、個人消費の伸び悩みや、設備投資の不振など、自立回復の推進役に力強さが見られないなど、厳しい状況下にあります。

当町においても基幹産業である漁業の不振、人口の減少、高齢化の進行、島内への大型店の進出、島外からの移動販売車等により購買力が低下するなど厳しい状況にあります。

このような現状への対応として、経営者個々の企業努力という観点だけでなく、地域に密着した多様化する消費者ニーズの把握をはじめ、経営・店舗の近代化、共同仕入体制の検討、地場産品の活用、スタンプサービス制度の活用促進等、地元購買力を引き付ける創意工夫等、攻めの経営への取り組みが必要と思えます。

町としても、商工業の振興を期するため、商工会と連携を図り、指導・相談に努めるほか、商工業の活性化を助長するために、引き続き経営改善事業等に対し支援すると共に、中小企業融資貸付事業を継続し、金融機関等と協議しながら町内商工業者が利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

また、町内に企業の事業場が促進されるよう、利尻町企業誘致条例を見直し、一層企業が立地、促進されるよう支援するとともに、商工業の振

興発展のために寄与してまいります。

さらに、水産加工についても地場資源の活用を図りながら、特色ある地場産品開発、製品化に向け、関係者とともに努力してまいります。

次に観光振興について申し上げます。

本町の観光については基幹産業の水産業とともに、重要



な産業として積極的に推進を図ってまいります。平成十一年度の上期の観光客の入り込み状況を見ますと、国内景気の低迷から、個人消費の伸び悩みや、大雨・長雨などのマインスマイクがあった中で、道北地域は三・三%の伸びを示し、本町にあつては九・九%の伸びを示しました。

その要因としては、ここ数年の中高年齢等による自然志向を背景として、春先からの離島ツアー客の出足の早さや六月から八月までの新千歳利尻間のジェット機就航による効果、さらに、夏を避けた道内外からのフリー客の増加などがあげられますが、依然として北志向ブーム・利札観光の人氣は根強く、今後も安定的に伸びることが見込まれます。

本年は、昨年から就航した新千歳〜利尻間直行便が六月〜九月まで就航が決定しております、さらなる観光客の増加を期待しているところであります。最近の観光の形態は価値

観の変化やライフスタイルの多様化に伴い、団体型から個人・小グループ型へ旅行目的も多様化しております。

こうした現状を踏まえて、観光客のニーズを的確にとらえた受入体制の整備が必要であります。

特に自然や食材など地域の産物を活かした特色ある味覚の提供など、観光と漁業を連携させた振興策も、町内の関係者等と引き続き協議いたしてまいります。

施設の整備につきましては、緑豊かなふるさとの環境を守りながら、自然との調和に配慮を進めてまいります。

併せて、施設の清掃・美化にも努めてまいります。

また、本年も客船「飛鳥」の七年連続、「にっぽん丸」の三回目の杓形港寄港が決定しております。

今後とも杓形港が周遊コースの寄港地として、定着するよう引き続き努めてまいります。

す。

観光客の誘致・宣伝については観光協会をはじめ、町内関係者、宗谷観光連盟などの関係機関と連携を図り、効果ある誘致宣伝を展開してまいります。

本年も引き続き、札幌四丁目プラザメガビジョンCM、東京都営バス観光案内掲出とインターネット利用のほか、東京浜松町駅（モノレール）観光案内掲出等、札幌圏、東京首都圏等に目を向け誘致宣伝に努めてまいります。



さらに、町内関係機関、団体と連携をとりながら、本町の観光ポイント・歴史等の「研修会」や、「接遇講習会」等を開催し、また、登山者に対する美化・清掃（ゴミ等の持ち帰り運動等）の普及啓発の促進を図るとともに、地域をあげての「声かけ運動」を通じて、道内外からの観光客が感動を求めて、繰り返し訪れるような心温かい観光地

「利尻」でありますように、関係者・関係団体及び町内の観光意識の高揚を図り、ホスピタリティ（客などを親切にもてなす）の向上に努めてまいります。

なお、本年度の主な施設整備としては、杓形岬公園整備等のほか、各施設の整備、改善を図ってまいります。

次に航路について申し上げます。

航路につきましては、杓形港を中心とした利尻・礼文間航路の運航でございますが、昨年五月から九月までの五ヶ

月間の杓形港を利用した乗降客数は前年度実績の約十七・二%増の五万七千八百人余りとなりました。

本年は若干のダイヤ（時間帯）の変更となっておりますが、ふれあい休憩施設と杓形岬公園を観光ゾーンとして、杓形港展望施設など施設整備を図り、観光客の受入体制に万全を期してまいります。

空路につきましては、島民待望の新千歳〜利尻間にジェット機が（昨年六月〜八月までの三ヶ月間）運航され、新たな観光客の入り込みにつながったところであります。

本年は、六月から九月まで四ヶ月間（二ヶ月の期間延長）の運航が決定しており、これがさらなる観光客の掘起しや受入体制に、より一層の充実が図られると同時に、利用促進のために六月・九月の二ヶ月間、町民への運賃助成を行うのをはじめ、水産物の直送型物流の利用拡大等に取り組んでまいります。

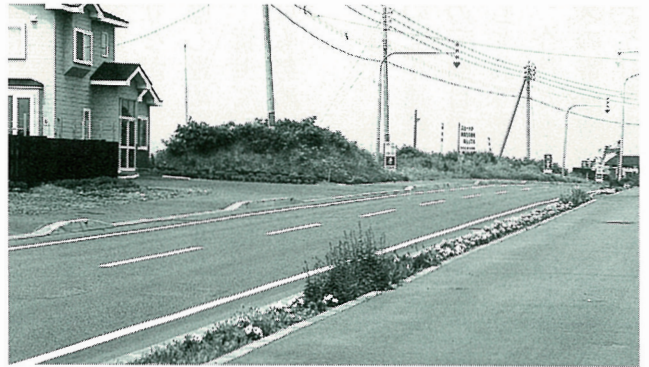
さらには、この航路の安定維持を図るため、その対応等について、関係機関、団体等と協議し、対応を図ってまいります。

道路・住宅対策と簡易水道について

次に道路、住宅対策と簡易水道について申し上げます。はじめに、道路網の整備であります。

道路は、町民生活の向上や生産基盤等、産業の振興、経済の発展を図る上で、極めて重要であります。

本町には島内を循環し幹線道路としての道道と、生活路線的役割を果たす町道で道路網が形成されております。道道、町道とも逐次整備が進められておりますが、近年、観光バスをはじめ、車輛の大型化や交通量の増加に伴い、道路幅員の拡幅や歩行者保護のための歩道の整備、曲線区間の緩和等、なお一層の整備が必要であります。



このような現況から、安全でかつ快適な道路交通機能の充実を図るため、本年度も道道、町道の整備を積極的かつ計画的に進めてまいります。

なお、本年度の町施工事業として国庫補助事業一路線、地方特定事業（起債事業）四路線の事業を進めてまいります。

一方、町単独事業でありませんが、町民から数多い要望のうちから限られた財源の中で、緊急性や重要性を勘案し、さらに地域住民相互の連帯と協

調を保ちながら、住みよい地域社会の形成のため、道路の維持補修をはじめ、側溝、流末処理、舗装等の整備に努めるとともに、冬期間の交通確保のため除排雪事業にも万全を期してまいります。

また、北海道（土木現業所）の道路整備事業としては、本年度八事業が施工予定となっているほか、道路の維持補修についても急を要する箇所から、計画的に実施できるよう要望してまいります。

次に住宅対策について申し上げます。

住宅は健康で文化的な生活を営むための重要な施設であり、住宅に困窮する町民への賃貸を目的とする、公営住宅の役割は重要なものとなっております。

本年度は住宅建設の予定はありませんが、既設の公営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に万全を期すると共に、維持補修にも努めてまいります。

次に簡易水道について申し上げます。

水は町民の社会生活に欠かすことのできない貴重な資源であり常に安全な水を供給することが最も大切であります。

本年度も杓形・仙法志簡易水道施設の維持管理に万全を期しながら、水の安定確保と供給に努めてまいります。

なお、本年度の事業としては、杓形簡易水道で、国の補助を得て配水管の布設替えを行ってまいります。また、道路改良工事に伴い、泉町地区、長浜地区の配水管の布設替えが計画されております。

下水道について

次に、下水道について申し上げます。

下水道は生活環境の向上、浸水の防止、海域の水質保全など多様な機能を持っております。

健康的で清潔な生活を求める今日では、必然的に生活排

水や悪臭、ハエなどの問題を解消し、真の快適な生活を送るためにも下水道の整備が、国家・国民的な課題となっております。さらに、本町は豊かな自然環境に恵まれた観光地でもあり、この豊かな自然環境を大切に守り、次の世代に伝えていくためにも、施設整備はぜひ必要であります。

杓形地区においては、平成十三年度の一部供用開始に向け管渠布設工事及び、終末処理場の建設工事を計画的に進めておりますが、仙法志地区においても、本年度から管渠布設工事に着手してまいります。

また、本事業を円滑に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠でありますので、現地説明会の開催をはじめ、工事実施にあたっての現場管理には、交通事故や災害防止及び住民生活へ配慮する等、万全を期してまいります。

土地保全と

森林について

つぎに土地保全と森林について申し上げます。

豪雨時や融雪時の異常出水等は、河川の侵食や土砂礫の流出等をもたらし、人家や水産資源への影響を与えるような大きな災害を未然に防止するため、治山、治水、急傾斜地対策が必要であります。

特に、昨年の異常と思われる豪雨続きによる、土砂流出対策等も踏まえながら、引き続き関係機関等へ積極的に要請を続けるとともに、町としても計画的な事業の実施と、土砂流出時における迅速かつ適切な対応をすべく今後とも努めてまいります。

なお、本年度の事業としては、長浜大空沢治山事業のほか、神磯ササントマリ沢復旧治山事業が継続実施される予定であります。



また、森林は国土の保全や水産資源のかん養等の公益的機能を有しており、特に近年の環境保全に対する社会的な要請の高まりの中で、森林のもつ公益的な機能を高度に發揮させるために、適切な森林の整備や維持管理がますます重要なものと考えられます。

このような見地から長期的な視点にたつて、森林総合整備事業の中で、天然林、人工林の適切な保全、整備を図るをはじめ、関係機関とも連携を図りながら造林及び保育

事業を推進してまいりますし、観光との関連を持たせた「緑と花一杯運動」をも検討し、展開してまいりたいと思っております。

また、既設林道の整備と維持管理に努めるとともに林野火災予防対策についても配意してまいります。

続いて、森林公園の維持管理について申し上げます。

森林公園は九十五ヘクタールの広大な面積を有しており、自然景観と緑に恵まれた、町民の憩いの森として、また、昨年のバンガロー増設等から一層観光客や利用者の増加が期待されますので、内外から愛される公園として、施設の維持管理に万全を期してまいります。

交通安全

について

次に、交通安全について申し上げます。



全国の交通事故は、関係機関・団体の方々の交通安全対策の積極的な取り組みにより、多少の減少をみたものの、依然として物損や多くの尊い命が失われております。

特に、北海道は平成四年から昨年度まで、八年連続交通事故死全国一という不名誉で残念な結果にあります。

幸いにして本町は、本年一月十二日をもって、「交通事故死ゼロ二〇〇〇日」を達成できましたことは、これ偏に関

係機関・団体の方々をはじめ、町民皆様の交通安全に対する深いご理解とご協力が得られたこそであり、改めて深く感謝申し上げますのであります。今後さらに、これを契機とし平成十四年十月八日の三〇〇〇日を目標に、地域ぐるみで運動を展開してまいりたいと思っております。

申すまでもなく、交通事故は被害者にとつても、また加害者にとつても大変悲惨で不幸なことでありますので、本町としてもこうした不幸な事故の当事者を出さないように、交通ルールの遵守と意識の高揚に努めたいと考えます。

本年度も関係機関や関係団体との連携を図り、交通安全指導員や町内各職場等の協力を得て、町民交通安全集会や、交通安全すこやかマラソン大会、街頭啓発活動等を通して、正しい交通ルールとマナーの実践を呼びかけるなど、さらには、本町内での交通事故絶無を願うための利尻町交通安全

基本条例を制定し、町総ぐるみで交通安全意識の結集を図り、交通事故のない、安全で明るい町づくりに努めてまいります。

なお、本年四月から道路交通法改正に伴い、六歳未満の幼児にチャイルドシートの着装が義務付けされますが、子育て支援と交通事故ゼロ三〇〇〇日を達成目標としている本町として何らかの形で、チャイルドシート購入に際し助成措置を講じたいと思っております。

町民福祉と保健医療体制について

次に、町民福祉と保健医療体制について申し上げます。

社会福祉の充実、向上については、常に町政の重要課題として積極的に取り組んできましたが、いよいよ本年四月から社会全体で介護を必要とする人を支える介護保険制度がスタートします。

町民の要望を的確に把握し、

行政と民間の役割について相互に連携、強調を保ちながら福祉の充実を推進してまいります。

まず、町民福祉について申し上げます。

町民が安心して充実した生活を営むためには、人と人とのつながりの中で、地域ぐるみ、町民総ぐるみの相互扶助が必要とされており、そのために地域の連携意識を高め、福祉思想の普及啓発と実践活動を推進し、これらの諸活動

が総合的かつ一体的に行えるような体制づくりが必要であるとされております。

本町の福祉活動は、社会福祉協議会を中心に、民生児童委員の皆さんをはじめ、各種福祉団体、自治会、ボランティア等と連携を図りながら推進されておりますが、四月からの介護保険制度の発足に伴い、社会福祉協議会の果たす役割も益々大きくなり、一層の充実と躍進が期待されるところであります。

最初に、高齢者対策についてであります。

過疎化、核家族化、女性の就労機会の拡大、扶養意識の変化などにより、高齢者を取り巻く環境は一層厳しいものとなっております。

高齢者の多くの方は、家族や近隣の人々に囲まれて充実した人生が過ごせるよう、できる限り住み慣れた家庭や地域社会で生活を送ることを願っております。

こうしたことから、本町では在宅福祉を主軸とした施策を進めてまいりましたが、本年四月からの介護保険の発足に伴い、要介護者等の的確な実態把握と、要介護状態の軽減、若しくは症状悪化の防止等、在宅福祉に根ざした各種の支援事業を引き続き推進し、本年度も一層効果的な運営を図ってまいります。

また、高齢者の社会参加は「生きがいづくり」であり「健康づくり」でもあるとの考えから、健康診断や相談、各種スポーツ大会の開催、老人クラブの育成や高齢者大学の開設など、福祉活動の推進に努めてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

身体に障害を持っておられる方々は、障害の種類や程度によって不自由の度合いは異なりますが、高齢化に伴って年々重度障害の方の割合が高くなってきております。

本町ではこれまでも援護事

業として、医療費の助成をはじめ、補装具、日常生活用具の給付など自立生活のための支援を図ってまいりましたが、本年度も引き続き保健機関との連携を強化しながら、機能訓練や障害の未然防止、早期発見に努めてまいります。

また、保健婦による訪問看護指導を含めた母子保健対策を強化し、疾病の早期発見、早期治療の推進を図ってまいります。

所得の低い方々の福祉についても、民生児童委員や社会福祉事務所と連携を図り、生活上の相談、指導助言と被保護者の生活相談を積極的に行い、自立更正の支援に努めてまいります。

次に、児童福祉対策についてであります。

核家族化や母親の就労機会の拡大により共稼ぎ家庭が増加している現況から、子育て環境の整備が急がれており、次代を担う子供達を心身とも



に、健やかに育成することが極めて重要であります。

このため、児童を取り巻く環境や、国のエンゼルプラン等を踏まえ、低年齢児の保育及び保育時間の延長や障害児保育など、子育てしやすい環境の整備を引き続き図ってまいります。

また、放課後児童（学童保育）対策についても調査を進めたいと思っております。

次に、国民年金についてであります。

国民年金は、高齢者世帯の所得に占める割合が年々増加し、老後の生活設計に重要な役割を果たしております。

今後とも、受給権確保のため、二十歳到達者の適用把握をよりの確に実施するとともに、保険料の未納防止に努め、窓口納付者について口座振替制度への積極的な利用を促進するなど、検認率の向上に努めてまいります。

次に、保健衛生についてであります。



町民が生涯を通じて明るく豊かな生活を送るためには、心身ともに健康であることが不可欠な要件であり、栄養、運動、休養のバランスがとれた健康的な生活習慣の確立を図らなければならないと考えっております。

本格的な長寿社会を迎え、高齢者の割合は年々増加する一方で、がん、脳卒中、心臓病など生活習慣病による死亡率が高く、寝たきり老人や痴呆老人も増加する傾向にある中、町民の健康づくりが

社会全体の大きな課題となっております。

このことから、住民の健康を守り寝たきり老人等を予防するため「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、食生活の改善や軽スポーツなどによる健康増進と健康づくりなど、健康に対する意識の高揚を図るとともに、健康教育、健康相談、保健指導及び各種検診など、生活環境に密着した地域保健活動を積極的に推進してまいります。

また、健康づくりは単に保健分野だけに限られたものではなく、学校教育や社会教育など他の分野との連携を密にし、「スポーツと健康の町宣言」にふさわしい町づくりを推進してまいります。

なお、本年度保健婦を一名増員することとし、一層きめ細やかな保健業務を展開してまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険制度については、被保険者一人ひとり既にご理解されているところではありますが、高齢化の進行と低所得者層が多いことや、疾病構造の変化などにより、医療費は年々増加の傾向にあり、国保財政は厳しい状況にあります。

今後とも、制度への理解をいただきながら、各種保健診査、保健事業、健康相談等の充実を努め、医療費の適正化を図ってまいります。

また、各種補助金の確保に努めるとともに、納税意識の高揚を図り収納率の向上に努めてまいります。

次に、介護保険事業についてであります。

二十一世紀の超高齢化社会における介護問題の解決を図るため、介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が創設され、いよいよ本年四月から運営が開始されます。

この介護保険制度において、保険給付の円滑な実施を確保

するためには、必要なサービスの内容及び量が的確に把握され、これに基づいて利用者本位の介護サービスを提供する体制が確保され、介護サービスが効率的に利用されることが重要であります。

このため、要介護者又は要支援者の的確な実態把握と要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、要介護状態にならないための予防等に必要保健医療サービス及び福祉サービスの提供が重要であります。

この制度の理解を得ながら、必要とされる介護サービスに適切な対応をし、多様な介護サービスの担い手を確保してまいります。

また、「利尻町介護保険事業計画書」を策定し、年次計画に沿った介護サービスを提供する体制づくりを計画的に推進してまいります。

次に、医療対策についてであります。

利尻島国保中央病院は、利尻島の中核病院として、島民の健康保持増進と地域の医療確保に努めております。今後とも、利尻島の中核病院として島内の各診療所との連携を図りながら、各種検査体制の充実強化をはじめ、島民の早期治療体制の確立を図るとともに、高齢化が進行する中、一層の保健予防活動にも取り組んでまいります。

また、必要な医療機器の整備に努めるとともに、看護婦等医療技術者の確保にも努めてまいります。

なお、歯科診療について、民間経営による二ヶ所の診療所があり、町民の歯科需要に対処しているところでありますが、今後とも診療体制の充実、医療サービスの向上を図ってまいります。

次に、清掃業務についてであります。

町民が快適な生活を営むため、生活環境の整備は欠かせないものでありますが、清潔

で美しい町づくりは町民の願いであり、そのためには町民一人ひとりの意識の高揚と実践が大切であります。

利尻郡清掃施設組合を主軸とし、利尻富士町とも連携を図りながら、ごみの分別、減量、再利用について、地域に見合った処理方法で環境汚染の防止に努めてまいります。

また、ダイオキシン類に係わる特別措置法の施行に伴い、既存の焼却処理施設では対応できない排出基準が定められましたので、平成十二年度から二ヶ年計画で焼却炉の増設修事業を行ってまいります。

特別養護老人ホームについて

次に、特別養護老人ホームについて申し上げます。

本町の高齢者等福祉の中心的な施設である特別養護老人ホームほのぼの荘には、現在三十名が入居し、ショートス

テイの利用をあわせて約四十名の方々が、穏やかに充実した生活をしております。

お年寄りの生活しやすい環境は、「なじみの人と共に健康で心安らかな日々を送れる」ことと言われております。

住みなれた郷土で、安心して心豊かな老後を送っていたくとも、健康で明るく生きがいのある日々を過ごしていただくことを願っております。

本年四月の介護保険法施行



に伴い、当施設は介護老人福祉施設として、ますます高齢者等の方々へ充実した介護サービスの提供が期待されております。

入所の形態も行政が行なう措置入所から介護を受ける本人または家族との契約による入所へと変わるなど、諸手続き等の見直しを行ない、新制度へ円滑な移行ができるよう準備を整えております。

また、ショートステイやデイサービス事業につきましても、高齢者等の方々が在宅で生活できることを基本に、機能訓練等のプログラムを充実させるとともに介護者の負担軽減と介護援助を一層推進してまいります。

さらに、入居者の痴呆、徘徊等による重度化が進んでいることから、容態にあった生活環境に対応した環境整備を行なってまいります。また、職員の教育、介護研修等により資質の向上に努め、入居者が楽しく生きがいを求められ

るよう、また地域からも常に身近な施設として町民に親しまれ、愛されますよう管理運営に万全を期してまいります。

防災・消防対策について

次に防災・消防対策について申し上げます。

まず防災対策についてであります。近年世界各地において、地球的環境の変化による地震や風水害等数多くの災害が発生しており、特に本町は離島という地理的条件の中で、海岸線に沿って住家が連帯していることから、津波、高潮等災害時には複雑かつ多様な事態を引き起こし、住民の生命財産に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、不測の災害発生時には「より早く、より正確な情報」を伝達するため、利尻町防災行政無線、緊急防災システムの整備強化に努めてまいりました。

また、町民の防災意識の高揚を図るため、防災避難訓練を実施してまいりました。

本年度におきましても、施設の維持管理に万全を期すとともに、計画的な防災道路の整備をはじめ、防災意識の高揚を図るための防災避難訓練を実施してまいります。

特に、高齢化社会に対応した高齢者や身体に障害のある方々の避難、誘導についても、自治会等地域関係団体の理解と協力を得ながら、避難対策をも進めてまいります。

次に、消防対策についてありますが、本町の消防は利札三町で構成する一部事務組合組織として、常備消防と消防団組織が確立され、火災や救急、救助活動に対処できる体制強化に取り組んでまいりました。

しかし、消防団員の中心となる青年層の減少や団員の高齢化に伴い、災害時において迅速かつ適切な対応をすべく、消防団活性化事業等も導入し、

積極的な活動を進めております。

今後とも、一層消防力の強化と消防施設の充実整備に努めてまいりたいと思っております。

また、住民生活の多様化による火災の危険度が一段と増加している状況から、火災の未然防止を図るため、予防査察の徹底、防火管理者及び民間防火団体の育成指導、防火



思想の普及強化と増加する救急業務に対応するため、職員の一層資質の向上に努めてまいります。

特に、救急業務については、高齢化の進行、生活環境の変化による生活習慣病の増加等、複雑化する傾向にあり、地域に密着した消防行政として町民に期待されており、救命講習会の開催をはじめ、高規格救急車の導入と、救命率の育成強化に努め、救命率の向上を図ってまいります。

また、救急患者の病状により、島外搬送の必要な場合も多いことから、国、道の搬送関係機関や、医療機関との連携体制の強化を図るとともに、昨年度建設した救急用ヘリポートについても有効活用を努めてまいりたいと思っております。

定住促進対策

について

次に、定住促進対策について

て申し上げます。

近年、少子高齢化が進行している中で、過疎化の進行に歯止めをかけ、若年層の都市部への流出を阻止するためには、基幹産業の振興、就労の場等、定住環境づくりが最も重要であります。

このためには、現在まで地場産業であり、地域経済を支えてきた水産業の振興対策による漁家収入の安定を図り、新規就業を含めた後継者の確保と、花嫁対策をはじめ、地場資源を活用した観光産業や商工業の振興、公共事業の確保等、若者定住のための就労の場の確保や魅力ある生活環境整備、単身者住宅の建設や入居者のニーズに対応した公営住宅の建設、宅地造成、さらには定住促進制度の創設や若年層の交流、スポーツ、レクリエーション活動施設、医療体制の充実等も図られてまいりました。

平成十二年度においても、基幹産業である水産振興対策による魅力ある漁家収入の確

保に努めるほか、下水道整備をはじめとする生活環境基盤の整備、保健福祉、医療の充実等一人でも多くの方が郷土に定住し、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

また、若者の地元定着やUターン、Iターンを促進するために、社会生活環境、交通条件の整備や企業誘致、地場産業の確立等、総合的に進めてまいりたいと思っております。

さらに、家庭や学校、地域においては、幼少の時期から自然とのふれあいや作業体験等の機会を設けながら、地域に対する愛着と地域産業に対する親しみを育むための取り組みも進めてまいります。

明日を拓く人

づくりについて

次に、明日を拓く人づくりについて申し上げます。

町づくりは人づくりからと

申しませんが、来るべき二十一世紀の社会は、一層国際化や情報化社会へと進展するとともに、少子・高齢化社会の到来など激しい社会の変化に、教育が的確かつ迅速に対応していくことが極めて重要であります。

このため、二十一世紀を展望した新しい時代を拓く人づくりや、ふるさとを心から愛し地域を支える人づくりを目指すことが重要であります。

また、今日「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる生涯学習社会の確立が叫ばれておりますが、本町においても家庭、学校、地域がそれぞれ持っている教育機能の連携と協力のもと、生涯学習推進体制の整備を図り、生涯を通して学び続ける学習の場の提供と地域に根ざした教育に努め、心豊かでたくましく郷土愛の持てる人づくりをするために、より一層スポーツ、芸術、文化活動等の推進も図ってまいります。

さらに、若年層の島外流出

や少子化の進行による児童生徒の減少から、その対策について積極的な施策と、地域の実情を踏まえた地域ぐるみの取り組みが必要であると同時に、仙法志地区で実践されております海浜留学などにも引き続き積極的な支援をしてまいります。

これからの学校教育は、新学習指導要領で平成十四年度から実施されます完全学校週五日制の下で、子供一人ひとりの個性を尊重し、「ゆとり」のなかで自ら学び考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育む教育を実現していくことが求められております。そのためには、子供たちがそのような生き方をし得る環境づくりを整えることが必要でありますので、各学校が社会の変化に適切に対応し、その学校や地域の特色を生かし、創意工夫を凝らした教育活動が展開できるよう教育施設の整備充実を図ってまいります。

また、近年「心の教育」の

充実が大きな課題となり、教育における地域社会の役割や家庭教育のあり方が改めて問われており、児童生徒が地域社会の中でいろいろな人たちと交流し、あいさつ運動などを通じて地域ぐるみの様々な社会体験、自然体験等、地域に根ざしたふるさと教育を推進し、二十一世紀を担う人育てに私自身、自ら学び努力してまいりますと思えます。

次に、社会教育にあつては、今日の社会の変化や町民の多様な学習要求に因應するため、地域が持っている様々な教育機関の活性化を図り、学習要求の拡充を図るとともに、町民の学習活動が生きがいある人生を築き、ともに生きる地域社会の実現が大切であると考へております。

このため、町民一人ひとりが自分を見つめ、生涯にわたって潤いと生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、学習や社会参加への意欲を高めるとともに、地域

づくりの基本理念に立つて多様な学習ニーズに対応できる体制づくりに努めてまいります。

なお、二十一世紀の町づくり戦略プロジェクト事業として、懸案の交流促進施設（文化施設）であります。国の新山村振興等農林漁業特別対策事業等で採択が受けられる予定ですので、本年度から二ヶ年計画で事業に着手、整備したいと考えております。



なおまた、中学生によるサハリン交流研修事業についても、実施の方向で検討したいと思っております。

ホテル利尻 について

次に、宿泊施設「ホテル利尻」の運営について申し上げます。

国内の長引く経済不況の中ではありますが、緩やかな改善に向け、国は経済再生策を優先に経済運営を進めているところであります。

景気動向が敏感に反応する観光事業にとつて、社会、経済諸情勢の推移、把握が重要事項であります。

幸い利尻、礼文島は雄大な自然と素晴らしい景観、そして「安・近・短」の要素も伴って、来訪する観光客の増加にも大いに期待しているところであります。

このことは、東京・稚内、



関西〜稚内直行便に加え、昨年からは新たに新千歳〜利尻間にジェット機の就航が要因と考えられ、さらに本年は一ヶ月延長し、四ヶ月間の運航予定となっております。

今後の観光客の主力は、高齢化社会を反映しての高齢者旅行と五十歳以上の熟年旅行、三十歳代の家族旅行が予想されますので、このような状況

に対応したサービスの向上や地場産品の食材利用等、創意工夫に努めるとともに、一層従業員の研修などを行い、受入体制の万全を図りながら、地域に貢献できる施設としてのホテル経営に向け最善の努力をまいります。

また、平成九年に開設いたしました利尻町ふれあい保養センター（トロン温泉）は、保養と健康管理の上からも、町民をはじめ、観光客など利用者皆様から喜ばれ評価も高いものがあります。

今後とも、親しまれる施設として、運営管理に万全を期してまいります。

砕石事業 について

次に、砕石事業について申し上げます。

平成十二年度における利尻・礼文の骨材需要は、国内景気の本格的な回復をめざし

た国の経済政策が、平成十二年度予算においても、前年に引き続き、思い切った財政支出が予定され、積極的な公共事業の推進が図られることから、骨材需要も期待されるものの、北海道の財政状況は深刻であり、地方単独事業の見直しなどにより、骨材需要の伸びも微妙なものが予想され、総体的には大きな期待は望めないところであり、従って、骨材需要量は前年並みと推定されるところです。

また、本年度においても、国の景気対策として、公共工事等の早期発注が予想されることから、生産体制の諸準備・各種許可の申請など、骨材の供給に支障のないよう事務・事業の万全な体制を進めてまいります。

現場管理としては、製品の品質管理の徹底、災害・事故防止等の安全対策に万全を尽くすとともに、従業員の安全意識の高揚と健康管理に配慮し、本年度の生産・販売に引

き引き続き努力をはらってまいります。

このほか、現場環境及び景観対策として、原石採取跡地の修復保全等、景観保護対策を実施するとともに、防塵対策や交通安全対策についても最善の方法で実施に向けて努力をまいります。

なお、本年度の、砕石の生産・販売量は、生産量が十五万五千³m³、販売量が十³万³m³を予定するとともに、礼文・稚内地区の移出販売は、四万³m³を予定し、目標達成に向けて鋭意努力してまいります。

以上、平成十二年度の町政推進にあたっての所信の一端を述べさせていただきましたが、第四次総合振興計画を基調とした「未来に誇れる町づくり」をめざし、我が町二世紀への出発の年であり、また、西暦二〇〇〇年の幕開けという意義深い年を迎え、町民皆様の幸せと、豊かな資源そして魅力ある地場産業の振興に

より、最大のテーマであります。す過疎からの脱却に向け、全力で取り組む所存でございます。

私は就任以来、常に「町政は町民があつての町政であり、町民のための町政でなければならぬ」という基本的な姿勢を、町政執行の原点に努めてまいりました。

新年度においても、町民皆様との対話やふれあいを大切にするとともに、豊かで活力に満ちた町づくりをめざし、諸施策の実現に職員と共に最善を尽くす覚悟であります。

どうか、町議会議員の皆様、そして町民の皆様の一層のご支援と深いご理解、ご協力を賜りますよう、衷心からお願い申し上げます。私の町政に対する執行方針を終ります。

平成十二年年度

教育行政執行方針

利尻町教育委員会
教育長 富 樫 昇



期に教育制度が発足して以来幾度にわたる教育改革が行なわれ現行教育制度が確立しております。

平成十二年第一回利尻町議会定例会にあたり、平成十二年度利尻町教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

ましてその推進に努め、本町における教育の充実向上を図ってまいりたいと考えますので、町議会並びに教育関係者、町民各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

はじめに、今年、二十世紀最後の年となり、我が国の歴史を振り返れば、明治の初

教育が的確かつ迅速に対応していくことが重要な課題であります。

こうした中で、二十一世紀を展望した、新しい時代を拓く人づくりを目指し、地域を支えるふるさとに心が向く、豊かでたくましく生きる子どもたちを育てることが大切であると思います。

このため、地域に根をおろし、郷土の特性を生かした創造性豊かな教育活動を展開し、「ゆとり」の中で「生きる力」を育む教育の推進が重要課題であります。

また、今日、子どもたちを取り巻く状況が著しく変容し、深刻な状態にあります。子どもたちが生命を尊重し、正義感や倫理観、思いやりの心など豊かな人間性を育む「心の教育」の推進が求められております。

このため、家庭における子育て支援や心の教育相談体制の推進が大切です。

また、地方分権の推進に伴い、地方教育行政の制度改革が進められ学校及び教育行政

に関する制度や運用が見直しされ学校の自主性、自律性を尊重した学校づくりが進められようとしております。

さらには、国旗国歌に関する取扱いについては、昨年八月法律が制定、施行されたことに伴いまして、学校教育においては法制化された意義などを十分に踏まえ、国旗及び国歌に対する正しい理解が深められ、学習指導要領に基づいて児童、生徒に対しより一層適切に指導が行なわれるよう取り進めてまいります。

尚、学童保育（放課後児童健全育成事業）に関しては、今後、対象者の把握や意見調査等を行なうとともに、町当局及び関係者と協議検討をさせていただきます。

次に、社会教育であります。少子、高齢化社会や社会経済の発展、情報化の進展に伴い人々の生活環境や意識が大きく変化しております。

このため、「物」の豊かさより「心」の豊かさを大切にするようになってきており、生活の楽しみと喜びや生きが

いを求める学習・芸術・文化・スポーツ・ボランティア活動への参加意欲が高まってきております。

こうしたことから町民一人ひとりが生涯にわたり、生き生きと充実した人生を送ることができ「生涯学習社会」を構築することが求められております。

このため、平成十一年度より生涯学習研究班を組織して、本町の生涯学習の在るべき姿について、調査研究と町民意識調査を実施してまいりまし



たが、より一層具体的方針を明確にし、生涯学習推進体制の構築に向けた推進に取り組む必要があります。

また、二十一世紀の社会は、男性と女性が平等に参加しそれぞれの個性と能力を発揮して共に支え合い、責任を担っていく社会「男女共同参画社会」へと進んでまいります。

町民一人ひとりが、自らの学習意欲を高め、自主的、自発的に学ぶための学習環境の充実を図り、健康と生きがい高め、魅力と活力のある、二十一世紀の新しい町づくりに貢献できる、生涯学習社会を築いていくことが重要であると考えます。

利尻町教育委員会は、こうした教育に対する時代の要請や町民の期待に適切かつ積極的に応えるため、「利尻町第四次総合振興計画」や「利尻町教育推進計画」に沿った施策を推進し、利尻町教育行政の一層の充実向上に最善の努力をしております。

個性を生かし、 心豊かな児童生徒の 育成をめざして

地域に根ざした 学校教育の推進

【学校教育】

学校教育においては、恵まれた豊かな自然環境のもとで新世紀のふるさとを拓く人づくりを目指し、心豊かでたくましく「生きる力」をもった児童生徒の育成が強く求められております。

このため、「ゆとり」のある教育活動を展開し、子どもたち一人ひとりが個性や能力を生かし楽しく学び合い、基礎、基本を確実に身につける分かりやすい創意工夫を生かした、教育活動の推進を図っております。

また、ふるさとへの愛着心や、ふるさとに生きる意欲を育てるとともに、郷土の自然

や文化、産業などとふれあう、地域に根ざした特色ある「ふるさと教育」を推進し、「ふるさとに心が向く教育」の充実に努めてまいりたいと思っております。

次に、児童生徒の減少に伴う学校経営及び教育機能の維持確立のため、特色ある学校づくりの推進とその支援措置を講じてまいります。

尚、平成十一年度より開設した仙法志中学校「海浜体験留学」の本年度留学生は、里親留学生六人、親子留学生一

組、中学生一人に小学生一人を迎えることになっております。

里親をお引き受け下さいませ、ご家庭のご労苦に対し心から感謝を申し上げます。

また、「夢の浮島利尻島の大自然で学ぶ会」をはじめ、父母、学校、地域の深いご理解と熱意あるご協力に対し感謝とお礼を述べるとともに、一層のご支援をお願いする次第であります。

次に、教育上特別な就学を必要とする児童生徒に対する就学の相談及び指導に努めるとともに、特殊学級に対する適切な教育活動の充実を図っております。

また、高度情報化社会の進展に伴い児童生徒に対して、教育用コンピュータによる基礎的な情報処理の活用能力を身につけることが求められております。

文部省の整備計画基準に基づき町内小学校にも本年度より二ヶ年計画で、児童二人に一台の指導水準によるコンピュータ整備とインターネット

の接続を進めコンピュータ教育の充実に努めてまいります。次に、豊かな心を育てる教育の推進についてであります

が、今日、子どもたちをとりまく状況が著しく変容する中で、子どもたちに、生命を尊重する心、他人と協調し思いやる心、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など豊かな人間性を育む「心の教育」が強く求められております。

このため、学校においては道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間や各教科などの学習指導及び生活指導の一層の充実に努めるとともに、ボランティア、自然体験などの体験的、実践的な創意工夫を生かした教育活動を促進してまいります。

また、子育てで、最も重要な時期である幼児期や小学校低学年の時期における基本的なしつけ指導に対する家庭との連携及び保育所から小・中・高等学校間における連携交流を深め、学校と家庭、地域社会が連携一体となって子ども



の健全な育成を図ってまいります。

さらには、児童生徒の悩み相談、話し相手、家庭と学校の連携支援、教育活動の支援を目的に、中学校への「心の教育相談員」の配置と、昨年度より利尻町総合研修センター内に「教育相談室」を設置し教育相談員（アドバイザー・カウンセラー）による相談体制の充実に努めてまいります。

次に、中央教育審議会の答申を踏まえ多様な教育改革が進められておりますが、なかでも、平成十四年度から完全学校週五日制が実施されるに伴い、新学習指導要領が平成十二年度、平成十三年度の移行措置を経て平成十四年度から全面实施されることになっております。

ゆとりの中で特色ある教育を展開し、子どもたちに豊かな人間性や自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育成することを基本的なねらいとし、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学

校づくりを進めることを方針に教育内容の厳選、総合的な学習の時間の創設、選択学習の幅の拡大、授業時間数の縮減など、各学校の創意工夫を生かした教育が進められようとしております。

教育委員会としても、「総合的な学習の時間」が本年度より移行措置として開始されることから、指導資料の配布など円滑な実施のため必要な支援措置をしてまいります。

また、昨年度実施したサハリンへの海外交流事業については、生徒の要望もあることから、さらに、関係者の意見を聞き引続き実施するよう検討してまいります。

次に、地方分権の推進を図るため、地方の役割分担の在り方が見直され地方教育行政制度及びその運用の改善、学校の自主性、自律性の確立により、学校管理規則等の見直し、通学区域の弾力化、中高一貫教育制度、大学改革ほか、二十一世紀に向けた教育改革が進められておりますが、国や道の教育動向を踏まえ、本

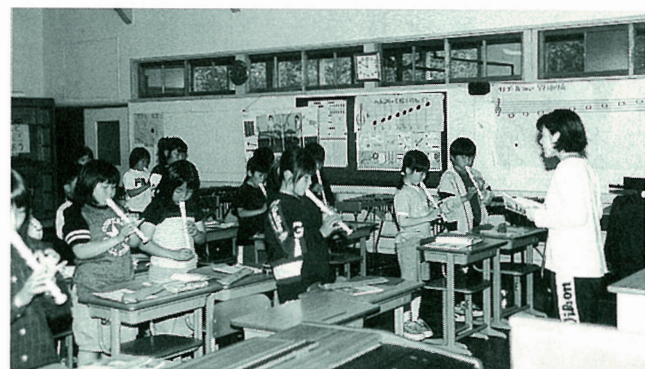
町学校教育の一層の充実向上に取り組んでまいります。

【教科指導】

次に教科指導についてであります。

個人として、社会の一員として社会生活を営むうえで必要とされる知識、技能、態度を身に付け豊かな人間性を育成するとともに、自分の個性の発見、伸長を図り自立心を育成することが求められております。

このため、学校や地域の実



態に即した教育課程の編成に努め、基礎的、基本的な指導内容を重視し、自ら学ぶ力を育て、一人ひとりの良さを可能性を伸ばす学習指導に努めてまいります。

また、郷土に根ざした特色ある「ふるさと教育」など体験的な学習の取組み、地域の素材、教材、人材等の活用を図った学習活動の推進と教師の創意と工夫を生かした授業実践に努めてまいります。

尚、情報教育の推進のため、新学習指導要領に基づきすべての学校にコンピュータの設置とインターネットの接続整備が必要であることから、小学校においても計画的な整備をし活用の促進に努めてまいります。

【児童生徒指導】
次に児童生徒指導であります。

今日、新聞、テレビ等で報道されておりますように、いじめ、登校拒否、校内暴力などの非行が増加し極めて憂慮すべき事態にあります。

このため、各学校においては、日ごろから子どもたちの生活実態を把握し、非行などの問題行動に対する未然防止、早期発見、早期指導体制の確立に努めてまいります。

また、指導にあたっては、日常的な教育活動を通して、心のふれあいと相互信頼関係を基盤とした指導援助を行なうとともに、全教職員が児童生徒に対する愛情と信頼、平等及び厳しさをもち共通理解に立った校内指導体制の強化を図るとともに、各学校の実

践や交流と学校、家庭、地域社会及び教育関係団体が連携を深め、きめ細やかな指導に努めてまいります。

【道徳教育】
次に道徳教育であります。

人間尊重の精神に基づいて、豊かな道徳性を培うとともに、人間としてのよりよい生き方の自覚を深めるため道徳の時間をもとより、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間など全教育活動を通じての指導が求められております。

こうした観点にたつて生命を尊重する心や、自立心、自己責任の自覚及び善悪の判断、思いやりの心並びに感謝する心などの基本的なモラル、また、文化やよき伝統を尊重し継承する心及び国際協調の精神などを育成し、児童生徒が自ら課題に取組み、共に考え、未来に向けて夢や目標を抱き、人生や社会を切り拓く実践的な力を育む指導の充実を図ってまいります。

尚、今日、新学習指導要領でも特に重要視しているボランティア活動や自然体験活動などの体験的、実践的な活動、感性や情操を育む活動、地域の人材活用、学校間交流の他、学校、家庭、地域社会の連携に努め一層の道徳教育の充実を図ってまいります。

【複式教育】
次に複式教育であります。地域の特性を生かした学校経営、小規模校と少人数学級という利点と課題を踏まえた教育活動の推進が求められております。

人間的なふれあいを深めるとともに、少人数の長所を生かしながら学ぶことの楽しさや、達成の喜びを体得し、一人ひとりの視野を広げ、よさを生かした指導と自学自習の態度を習得するとともに、校内合同学習や集会活動、小規模校間の授業交流、集合指導など、小規模校の特性を生かした指導と、児童の社会性、主体性を伸ばす実践指導に努め複式教育の充実を図ってまいります。

【健康安全指導】
次に健康安全指導であります。児童生徒が生涯にわたり、心身ともに健康で安全で活力ある生活を送ることができる態度や能力を培うことが大切であります。

【特別活動】
次に特別活動についてであります。児童、生徒の望ましい集団活動を通して心身の調和のとれた発達と、個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることが求められております。

このため、学校や地域の特性を生かした学校行事、集団活動や集団生活及び自主的、自治的な活動を育てる学級活

動、児童会、生徒会活動及び意欲的に取り組むクラブ活動などの活発な指導に努めてまいります。

このため、学校保健については健康な生活に必要な保健教育指導と保健管理に努めるとともに、疾病の予防と早期発見を図るための各種検診の実施に努めてまいります。

さらにまた、学校の内外における子どもたちの事故防止のため、安全管理体制の確保と安全指導及び学校、家庭、関係機関との連携に基づく交通安全教育の一層の徹底を図ってまいります。

尚、学校給食については、一部事務組合運営ではありませんが、多様化する児童生徒の嗜好に配慮しながら、バラン



教師には、何よりも子どもたちの人権を尊重し、教育的愛情、広く豊かな教養と人間性など教育に関する専門的知識や教育理念等に支えられた実践的な指導力が求められております。

また、教育は子どもたちと教師の日常における人間的、人格的なふれあいを通して行なわれるものであり、教師が意図するとしなやかにかかわらず児童生徒の成長と生き方に大きな影響を与えます。

特に、今日的課題である、いじめや登校拒否、校内暴力などの憂慮すべき事態が発生しないよう教員一人ひとりが、子どもたちの心を理解しその悩みを受け止める態度、力量が必要であります。

このため、多様な研修研究機会への参加、各学校における校内研修、町内研修の推進及び利尻町教育研究会への助成援助などを行ない実践的指導力の向上と教職員の資質の向上を図ってまいります。

【教職員の資質の向上】
あらゆる教育の問題は教師の問題に帰着するといわれております。

【教育環境の整備】

次に教育環境の整備であります。

児童生徒が整った環境の中で充実した教育が享受できるような重要性や緊急性など各学校の実情に応じて施設設備の整備を図っております。

尚、本年度は老朽著しい仙法志小学校一線校舎（二階建校舎側）の屋根トタン葺替と、沓形中学校体育館南側屋根のトタン葺替工事を計画しております。

また、教材教具や備品などの整備充実を図るとともに、高度情報通信社会に対応した情報教育の推進のため、文部省の定める教育用コンピュータの新整備計画に基づき町内小学校に児童二人に一台の配置基準による、最新鋭のコンピュータ導入とインターネットの接続について、本年度及び明年度の二ケ年で整備を図り、一層の情報教育の推進を図っております。

自らを高め、

うるおいと

活力ある

町づくりをめざす

社会教育の推進

町づくりは、人づくりを基本とし、町民一人ひとりが、生活課題や地域課題を自覚し、それらを解決するために、たえず自己を啓発すると共に、社会の連帯意識を高めていく必要から、社会教育の基本的理念に立って、すべての町民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して生涯各時期における様々な学習や、自ら実生活に則する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう、社会教育行政、関係機関、関係団体などが一体となつて進め、自らを高め、うるおいと活力ある町づくりをめざした社会教育の推進に努めてまいります。



【生涯学習】

次に生涯学習についてであります。

今日、少子高齢化や情報化、国際化の進展及び教育水準、生活水準の向上などにより人々の価値観の変化と多様化に伴い私たちの社会生活環境は著しく変化しております。

こうした背景から、「もの」の豊かさから「こころ」の豊かさを求めてきており、生活の楽しみや生きがいを求める学習、スポーツ、文化、趣味、ボランティア活動等の参加意

識が高まってきております。

このため、人々が生涯にわたり、生き生きと充実した生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれもが、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その学習した成果を社会に生かすことができる生涯学習社会を築いていくことは極めて重要であります。

こうした観点にたつて、昨年は、生涯学習研究班を組織して進め、利尻町の生涯学習に向けての在り方や推進体制の在り方等についての調査研究と町民意識調査を実施いたしました。

本年度は、推進協議会（仮称）等の組織化をし構想づくりを進めるとともに、一般行政や関係機関団体による学習会や連携を図るほか、町民に対する普及啓発活動を進め、本町の生涯学習推進体制の構築に努めてまいります。

【家庭教育】

次に家庭教育についてであります。

家庭教育は、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて大切であります。昨今、青少年の非行など様々な課題が社会問題化していることから「幼児期からの心の教育の在り方」が極めて重要な問題として取りあげられております。

子どもたちに豊かで思いやりのある心を育てるには、家庭における乳、幼児期からの暖かい心の絆から育まれるものであると思えます。

しかし、今日、核家族化や、少子化の進行、テレビの影響、社会の希薄化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭の教育力の低下が指摘されております。

このため、家庭教育を推進し学校と家庭や地域社会の連携と、PTA活動の一層の推進を図るなどにより、家庭教育を積極的に支援していくことが大切であります。

また、教育委員会としては、家庭教育テレホンサービスの実施、子育て支援家庭教育手帳の発行配布、家庭教育講座

や親子ふれあい交流会、親子による自然体験や生活体験活動の実施、保育所から小・中・高等学校教諭及び父母並びに社会教育委員会や教育委員会など教育関係者による学社連携推進会議の実施、教育相談員の配置事業などを実施してまいります。

また学校関係では連合PTA主催による連P研究大会、指導者研究会、諸会議等、活発なPTA活動事業を行なうなど家庭、学校、地域がより一層連携をし、三者一体となつて子育てを支援し家庭教育の充実を図つてまいります。

【青少年教育】

次に青少年教育についてであります。

科学技術の進歩とともに、情報化、国際化、高齢化の進展など、社会の変化は今後ますます激しくなるものと予測されます。

そうした状況の中で、二十一世紀の新しい時代に生きる青少年が、心豊かにたくましく生きていくためには、社会



の動向や、身の回りの変化を的確にとらえ、目標をもって課題の発見やその解決のために、自ら学ぼうとする主体性や創造性を身につけていることが大切であります。

このため、心身ともに健全でたくましい、心豊かな青少年を育ていくための活動事業を推進し、少年については、郷土に根ざした学習活動、体験活動を通して、集団での生活体験、主体性、自発性及び協調性などの涵養に努めてまいります。

尚、事業内容としては、リーダーの集いや、リーダー養成事業など、指導者の養成及びスポーツ少年団活動の推進、小樽利礼三町児童交歓会、管内少年の主張大会派遣、読書活動、文化活動への参加など、地域ぐるみによる健全育成活動を図つてまいります。

次に、青年については、生活課題や地域課題に関する自主的活動を支援し、自己を高めるとともに、各青年団体及び参加者相互の連携交流を図り、積極的な地域活動への参加を促進するとともに、青年学級、新社会人の集い、リーダー養成事業ほか、利尻大志館の自主的、積極的な利用運営に努め、町づくりの中核となる活発な青年活動の促進を図つてまいります。

【成人教育、一般成人、婦人】

次に成人教育であります。健康で明るく、文化的な生活を築くため、自己を高め、豊かでうるおいのある生活や生きがいのある生活を送るため、自ら進んで学習し、また

人々が共に助け合い、共に生きる地域づくりや町づくりに参加する地域社会の醸成を図つてまいります。

このため、生活課題や地域課題を解決のため、知識や技術を習得し、心の豊かさを実践する趣味、教養活動を促進してまいります。

具体的な事業内容としては、成人教育推進事業（ふるさとカレッジ）、趣味・教養講座、学級、教室の開設に努めるとともに、婦人活動については、団体組織の育成と婦人活動を支援するほか、婦人講座、婦人リーダー研修会、婦人大会、婦人の集い等、活発な主体性ある活動を支援、協力するとともに、管内、管外研修会などの参加に対する援助をし学習機会の提供に努めてまいります。

【高齢者教育】

次に高齢者教育であります。我が国は、長寿化の進展などにより高齢化が進行し、未だ世界においても経験したことがない超高齢化社会に突入



すると述べられているところであります。

高齢者一人ひとりが健康で生きがいをもって充実した生活を楽しむことができるよう、多様化する学習要求にこたえていく必要があります。

このため、高齢者の仲間づくりや、世代間交流の促進、新しい知識や多様な諸課題について学習する、いきいき学級（高齢者大学）を引き続き開設いたします。

尚、事業内容の充実に努め、保健、医療、福祉や文化、ス

スポーツ活動、趣味、レクリエーション活動並びに家庭や地域を取り巻く課題等について計画してまいります。

さらには、豊かな人生経験を通じて培ってきた知識や技能を生かした自主的な社会参加、ボランティア活動の推進にも努めてまいります。

高齢者の方々が多様な学習活動を通じて参加者相互の交流を深め、楽しみながら学習できるように一層内容の充実にも努めてまいります。

【公民館活動】

次に公民館活動であります。公民館は、社会教育の中心となす教育機関であり、町民の学習活動や地域活動の拠点施設としての役割を担い、町民一人ひとりの学習の場として、また交流、集会の場として活発な利用促進を図ってまいります。

尚、子どもから大人までの生涯各期に対応した学習機会を提供し、組織的、継続的に地域課題や生活課題等、地域に密着した学習活動の推進に



努めてまいります。

公民館活動事業としては、子どもを対象としたチャレンジクラブ、少年夏期野外体験学習、カルタ大会、映画、読書感想文（ハマナス）の発刊、親子ふれあい交流事業などを計画するとともに、青年学級や一般成人では成人教育推進事業、趣味、教養講座、陶芸、料理、書道教室、絵画サークル、及び高齢者による、いきいき学級（高齢者大学）を実施してまいります。その他、公民館の施設利用

については図書、調理実習、老人クラブなどが主に利用しておりますが、今後とも町民に親しみやすい、各世代にわたる学習機会の提供と内容の充実にも努め、公民館機能を十分発揮した運営を図ってまいります。

【博物館運営】

次に博物館運営についてであります。

博物館は「自然Ⅱ海Ⅱ人間の調和」をテーマに利尻島において、海に依存して生きた人々の姿を主に展示公開するとともに、郷土の歴史、自然民族、文化、産業などを学ぶ施設として重要な役割を果たしております。

当館には、歴史系と自然史系の二人の専門学芸員を配置し、利尻島に関する資料の収集、保存、展示活動、調査研究活動や教育普及活動などを目的としてその運営に努め、当館の一般開館業務については、毎年五月一日から十一月三十日迄開館しております。展示活動については、常設



利尻島の情報発信センターとしての役割を担う施設として博物館運営の充実に努めてまいります。

尚、町内に有する指定文化財の適切な保存管理に努めるとともに、文化財調査委員会による、文化的財産等の調査研究を行ない適切な対応措置を講じてまいります。

【自然の家】

次に自然の家についてであります。

展示のほか、特別展示、移動展示の充実に努め学習の場としての機能を高めるとともに、資料の収集と適切な保存管理に努めております。

また、学芸員による教育普及活動としては、講習会、観察会、講座の実施、学校などへの講師の派遣、公報、情報誌、調査研究報告書等の発行及び遺跡調査、利尻島調査研究活動事業に取り組みとともに、入館者の利用については一般入館者のほかに旅行関係団体との連携を図るとともに、

この施設が、町内外から訪れる青少年や社会人の宿泊研修の場として、また自然体験、生活体験活動などを通じて人間のふれあいや、自然とのふれあいを深めるなど、日常生活では得がたい貴重な体験活動の実践に供するほか、ス

ポーツ交流やクラブ活動及び合宿練習場などにも広く利用に供してまいります。

尚、施設設備や衛生管理に努め宿泊利用者に対する一層のサービスの向上を図った施設運営の充実に努めてまいります。

【文化の振興】

次に文化の振興であります。暮らしの中に「ゆとり」や「うるおい」といった「心の豊かさ」が求められ、豊かな情操と感性を高めより充実した生活や活力のある地域づくりのためにも文化の振興が期待されております。

このため、芸術、芸能、文化を鑑賞する機会の充実に努め児童生徒を対象にした巡回小劇場の招聘、映画上映、全町民を対象にした室内コンサート、の招聘、また、民間団体が招聘する子ども舞台などの提供に努めてまいります。

また、町内の文化団体組織としては利尻町文化協会があり、十三団体が加盟し、ほかにグループ・サークル団体と

して七団体を有し、それぞれが活発な活動が行なわれているとともに、団体活動に対する助成援助を行ない主体的な活動の助長と指導者の育成に努めてまいります。

尚、発表機会としては、町民文化祭（町民文化展示会・町民芸能祭・俳句大会等）を開催し、町民による芸術、芸能、文化の発表と鑑賞の機会をつくり、郷土に根ざした芸術文化の振興発展に寄与してまいります。

さらにまた、歴史、自然、

史跡等の文化財や伝統文化の伝承についても、保護、保存を図ってまいります。

【スポーツの振興】

次にスポーツの振興であります。

人々が幸せで充実した生活を営むために、健康に対する意識やスポーツに対する関心とニーズが高まっていることから、昨年「利尻町スポーツと健康の町宣言」をし、子どもから高齢者まで、だれもが気軽に親しめる「皆スポーツ」の推進に努めているところであります。

このため、各種スポーツ施設の有効利用の促進に努め、教育委員会主催によるスポーツ大会の実施及び体育協会などの各スポーツ団体主催による活発な大会を助長するとともに、道民スポーツ大会や、学校体育大会への積極的な参加を支援してまいります。

さらには、体育指導委員や各種スポーツ団体有志による指導者の養成や大会協力などの連携を図るとともに、体育

協会加盟スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成強化に努めてまいります。

尚、「利尻町スポーツと健康の町宣言」の趣旨に沿って、町民だれもが気軽に参加できる「生涯スポーツ」社会の実現を目指し、本町のスポーツ振興を図ってまいります。

尚、本年度は仙法志パークゴルフ場の旧コース（夕日が丘コース）グリーンの全面改修と一部コースの改修を行なっています。

以上、平成十二年度の教育行政の執行に当って主要な基本方針を申し上げましたが、

利尻町教育委員会といたしましては、本町における教育の諸課題に適切に対応するため、教育関係者と相携え、また、関係機関、団体との連携を密にして教育行政の執行にあたり、町民の負託にこたえるよう、利尻町教育の振興に最善の努力を傾注してまいりたいと考えますので、町議会議員の皆さま並びに町民皆さまの特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。



介護サービスの本人負担

介護保険では、要支援・要介護1～5の要介護度別、サービスの種類・内容、施設の種類によって、本人負担額が違います。

居宅サービス利用料（標準的な利用の場合）

種類		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
通所介護 (デイサービス)	1日	770円	840円	840円	1,030円	1,030円	1,030円	一般入浴 40円 特別入浴 60円
短期入所 (ショートステイ)	1日	1,880円	1,910円	1,950円	2,000円	2,040円	2,090円	

種類	形態	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分増す毎
訪問介護 (ホームヘルパー)	身体介護	70円	130円	200円	70円
	家事援助	—	50円	70円	20円
	身体家事折衷	—	90円	130円	50円
訪問看護 (看護ステーション)		440円	860円	1,240円	

※サービス内容や市町村によって多少違いがあります。

介護サービス計画の作成

要介護認定を受けて、介護サービスを受けるためには、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要です。要介護度にあった計画を提供するため、役場内に「指定居宅介護支援事業所」を設置しましたので、必要な方はお申し出下さい。作成料は無料です。

介護予防・生活支援事業

要介護認定で、非該当（自立）と認定された方や介護保険の給付限度額を超えた方等、介護保険の対象外の方、あるいは、身体障害者の方でデイサービスやショートステイ、ホームヘルパー派遣を希望する方を対象に町独自の事業を行います。

- 生活支援サービス事業（ホームヘルパー派遣） ～「社協」
利用料 1時間100円、30分増す毎に50円
- 生きがい通所サービス事業（デイサービス）
利用料 1日 770円（昼食有り） ～「希望」「ほのぼの荘」
1日 810円（昼食、入浴有り） ～「ほのぼの荘」
- 短期入所サービス事業（ショートステイ）
利用料 1日 1,870円～「ほのぼの荘」
(送迎には、片道190円の利用料加算)

問合せ・相談

利尻町役場 民生課福祉係	4-2345
指定居宅介護支援事業所	4-2345
利尻町在宅介護支援センター（「希望」内）	4-3300
利尻町社会福祉協議会（「希望」内）	4-3155
利尻町特別養護老人ホーム「ほのぼの荘」	5-1700



～4月1日からスタート～

介護保険制度

介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の方）

基準年額保険料 34,600円（月額≒2,884円）

段階	摘 要		12年度	13年度	14年度
1	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で 住民税世帯非課税	基準額 × 0.5	4,325円	12,975円	17,300円
2	世帯全員が住民税非課税	基準額 × 0.75	6,487円	19,462円	25,950円
3	本人が住民税非課税	基準額	8,650円	25,950円	34,600円
4	本人が住民税課税で合計所得金額 250万円未満	基準額 × 1.25	10,812円	32,437円	43,250円
5	本人が住民税課税で合計所得金額 250万円以上	基準額 × 1.5	12,975円	38,925円	51,900円

※ 国の施策で平成12年度は半年間徴収しない、その後1年間半額としたので、平成12年度と平成13年度の保険料は、平成14年度の1/4、3/4と軽減されます。

保険料の徴収方法

保険料の徴収は、平成12年10月1日からです。

特別徴収～年額18万円以上の老齢退職年金受給者は、10月の年金から天引きされます。

普通徴収～年額18万円未満の老齢退職年金、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金受給者等特別徴収の対象とならない方は、納期毎に役場で徴収します。

平成12年度 納期 第1期 10月1日から10月31日

第2期 12月1日から12月30日

被保険者証

65歳以上の方全員と要介護認定を受けた40歳以上64歳までの方に交付されます。

第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）

- ・40歳の誕生月から介護保険料を納めます。
- ・加入している医療保険に介護保険分が上乘せされ、サラリーマンの方は社会保険料として給料から天引きされます。国保の方は、国保税に上乘せされて国保税として納めます。
- ・保険料は、社会保険、国保など加入している保険により違いがあります。

— 国民年金からのお知らせ —

国民年金はあなたの未来を応援します

平成12年度の国民年金保険料は

平成11年度と同額の

月額『**13,300円**』（付加保険料は13,700円）です。

便利な納付方法その①

『前納制度』

国民年金の保険料は毎月納めるのが原則ですが、1年分をまとめて納める「前納制度」もあります。

この制度を利用すると、保険料の納め忘れ防止になるだけでなく、納付額も割引され、とても有利な納付方法といえますので、ぜひご利用ください。

平成12年度の4月からの1年間を前納した場合、次のようになります。

単位：円

	毎月納めた場合	前納した場合	割引額
定額納付	159,600	155,750	3,850
付加納付	164,400	160,430	3,970

※平成12年度の保険料前納（一括払い）の納期限は平成12年4月30日までとなっています。

便利な納付方法その②

『口座振替』

うっかりしていて……

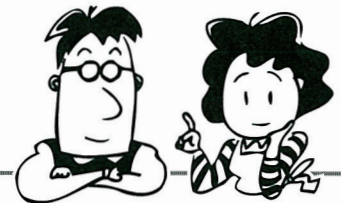
いつもいそがしくて……

不在がちで……、面倒で……

こんな方に便利な「口座振替」をお勧めします。「口座振替」なら一度手続きをすれば、あなたが指定した口座から自動的に振り込まれますので、毎月納めに行く手間がはぶけ、納め忘れの心配がなくなり、とても便利です。

「口座振替」を希望される方は、信金又は漁組の各窓口に応じてください。

**保険料納付は、あなたから
未来のあなたへの贈り物です。**



平成11年度分保険料の

納め忘れは ありませんか？

平成11年度分の国民年金保険料は5月1日以降はお手持ちの納付書では納めることができなくなります。

今一度、納付書をお確かめの上、納め忘れがありましたら、早めに納めましょう。

たとえひと月でも納め忘れた分があると、万一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、忘れずに納めましょう。

もしも…

保険料を

納めるのが困難な場合は

——『**免除制度**』があります。

病気や経済的な理由で保険料を納めることが困難になったときは、申請すると納付を免除される場合がありますので、そのままにしないで民生課町民係又は仙法志支所にご相談ください。

学生の場合も、親元で負担するのが困難な場合は、特別な基準で免除が認められています。

平成12年度の免除を希望される方は、4月1日～5月31日までに民生課町民係又は仙法志支所に申請してください。

※平成11年度に免除を認められた方で引き続き免除を希望される方もこの期間に申請してください。

第3号被保険者の届出について

—第3号被保険者に該当する方は、届出をしなければ、第3号被保険者として扱われません—

第3号被保険者は、厚生年金や共済組合に加入している人の配偶者（妻又は夫）で、配偶者の健康保険に“被扶養者”として加入している方が該当します。

第3号被保険者の保険料は、配偶者の加入している年金制度が負担しますので、自分で納める必要はありませんが、届出をしなければ第3号被保険者として扱われません。

第3号被保険者に該当したとき

配偶者が厚生年金や共済組合に加入し、第3号被保険者に該当した場合は、「**第3号被保険者該当届出書**」に配偶者の勤務先の事業所より事業主の確認を受けて役場へ提出してください。



届出しないとかー

第3号被保険者が厚生年金等に加入したとき

第3号被保険者が厚生年金や共済組合に加入した場合は、「第2号被保険者」となり、届出をしなくても自動的に第3号被保険者ではなくなります。

第3号被保険者が厚生年金等に加入し、離職して再度第3号被保険者に該当したとき

第3号被保険者が厚生年金や共済組合に加入し、離職して再び第3号被保険者に該当したときは、再度「**第3号被保険者該当届出書**」を提出しなければなりません。届出をしないでそのままにしておくと、第3号被保険者として認定されませんので、「第1号被保険者」として国民年金の保険料を納付しなければならなくなります。離職したときは、必ず「**第3号被保険者該当届出書**」を提出してください。

※失業給付の受給等の関係で、配偶者の健康保険に被扶養者として加入できない場合は、被扶養者として加入するまでの期間は「第1号被保険者」として国民年金の保険料を納付しなければなりません。厚生年金や共済組合の資格を喪失した日が国民年金の資格を取得した日となりますので、厚生年金や共済組合の資格を喪失した日の属する月分より国民年金の保険料を納付することになります。



注意!

厚生年金や共済組合に加入した場合は、自分の健康保険証が交付されますので、配偶者の健康保険の被扶養者ではなくなります。この場合、配偶者の健康保険より喪失する手続きをとらなくてはなりません。手続きをしないでそのままにしている場合、自動的に第3号被保険者ではなくなっていますので、正しい手続きをとったうえで「**第3号被保険者該当届出書**」を提出してください。

国民健康保険被保険者証更新事務日程表

月 日	地 区	時 間	場 所
4月10日	栄 浜	午前9:00～10:00	栄浜自治会館
”	種富町2・3	午前10:10～11:00	種富町自治会館
”	種富町1・富野	午前11:10～正午	種富町第1自治会館
”	新 湊	午後1:30～3:00	新湊自治会館
4月11日	日出町 日緑町 香形本町 富士見町・港町	午前9:00～午後5:00	役場1階町民ホール
4月12日	蘭 泊	午前9:00～10:00	蘭泊自治会館
”	神居第1	午前10:10～11:00	神居第1自治会館
”	神居第2	午前11:10～正午	神居第2自治会館
”	泉 町	午後1:10～3:00	泉町自治会館
4月13日	久 連	午前9:00～10:30	久連自治会館
”	長 浜	午前10:40～正午	長浜自治会館
”	神 磯	午後1:10～2:30	神磯自治会館
”	政 泊	午後2:40～4:00	政泊自治会館
4月14日	御 崎	午前9:00～10:30	御崎自治会館
”	元 村	午前10:40～正午	元村自治会館
”	仙法志本町	午後1:10～4:00	公民館ホール



国民健康保険の

被保険者証が変わります

—五月一日から—

現在使用している国民健康保険被保険者証は四月三十日で期限となり、五月一日からは新しい被保険者証に変わります。

このため町では、次の日程で各地区をまわり更新事務を行いますので、必ず手続きをされますようお願いいたします。

「国民健康保険の手続き」

—資格と手続き—

◎届出はすみやかに

世帯に属する被保険者の資格に異動があったときには、世帯主は十四日以内に届出をしなければなりません。

◎こんなときには手続きを

- 一、国保にはいる場合
 - (一) 転入したとき
 - (二) 職場等の健康保険をやめたとき
 - (三) 子供が生まれたとき
 - (四) 生活保護をうけなくなったとき

◎届出がおくれていると：

国保の被保険者であるかどうかは、世帯主の届出によつてはじめてわかります。したがって、この届出がおくれると、いろいろな面で困ることになります。

一、病気やけがをした場合、保険治療が受けられません。

二、届出がなければおくれるほど保険税をさかのぼって納めなければならぬので負担を強く感じます。

二、国保をやめる場合

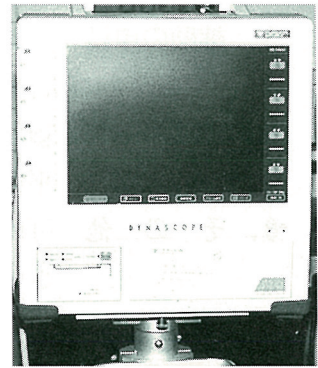
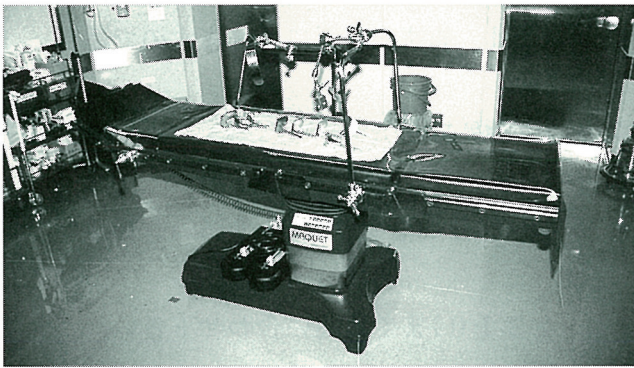
- (一) 転出するとき
- (二) 職場の健康保険にはいったとき
- (三) 死亡したとき
- (四) 生活保護をうけるようになったとき



国民年金還元融資施設

国民年金保険料は、将来年金を受けるための資金として積立てられていますが、年金資金を加入者の利益のため、有利に運用するとともに一部は生活環境等の整備を図るための資金として地方公共団体などに融資を行っています。

利尻島国民健康保険病院組合もこの融資制度を活用し、平成11年度は、医療器械（電動万能手術台・患者監視モニター・超音波診断装置・オクトパス万能開創器）の購入資金として、3,400千円の融資が行われました。



内科ひとくちメモ 「小児用バファリンのひみつ」

患者さんの中で、小児用バファリンを内服されている方が結構いらっしゃいます。銀色の包装の薬です。特に心筋梗塞をされた方や、狭心症をお持ちの方が内服されていると思います。大人なのになぜ小児用の薬をのんでいるんだろう？と不思議に思われた方もいらっしゃると思います。

実は、小児用バファリンの主成分は“アスピリン”です。アスピリンは血小板凝集（血小板がかたまる）を抑えてくれるのです。小児用バファリンには1錠当たり81mgのアスピリンが含まれており、血小板凝集抑制に最適なお薬です。薬店で販売している小児用バファリンとは名前は同じですが内容が異なります。また、アスピリンにより喘息が起こったりする事がありますので注意が必要です。ご不明な点がありましたら、外来を受診されご相談ください。

(利尻島国保中央病院 内科医長 斉藤 晋)

犬の飼い主のみならずまへ

野犬掃とうの実施について

町では、野犬掃とうを実施しています。

飼育犬であっても放し飼いになっている場合は、捕獲し、薬殺処分しますので、必ず犬をつないでおくようお願い致します。

◎区域

町内全域

◎期間

平成十二年四月一日から
平成十二年九月三十日まで

◎方法

薬殺および捕獲

※放し飼いにすると畜犬取締り及び野犬掃とう条例により三万円以下の罰金又は科料に処されます。

※飼わなくなった犬は、捨てずに保健所か役場へ届けて下さい。

次の場合、犬の飼い主の方は役場へ届け出が必要です。

- ◎ 飼い犬が死亡したとき
- ◎ 飼い主が変わったとき

◎ 飼い主の住所及び氏名が変わったとき

◎ 飼い主の住所が変わったとき

犬を散歩させるときは

犬を制御できる人が、必ず引き绳を持ち運動させて下さい。

道路、公園などを糞で汚さないように、ビニール袋を持参するなどして、飼い主が責任を持って処理して下さい。

狂犬病の予防注射の

巡回について

平成十二年度の狂犬病予防注射を五月二十四日に実施します。必ず受けましょう。なお、届出をしている方には、役場より封書で個別通知をします。

お問い合わせは

民生課衛生施設係

☎ 四一三三四五

チャイルドシート購入費の一部補助金開始!!

1. 補助対象者 平成12年4月1日現在町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児を持つ世帯主。
購入は、町内の小売店のみとしますが、既に購入した方についても対象とします。(町外からの購入含む)
2. 補助の額 乳幼児1人に対し、購入費の2分の1の額で1万円以内とし、1回限りとします。ただし、購入品は運輸省認証マークのあるものとします。
3. 補助の申請 申請用紙は役場商工観光課広報交通係又は、仙法志支所にありますので添付書類を添えて提出して下さい。
4. 添付書類等 領収書、品質保証書、印鑑、振込先口座番号等
5. 補助の期間 平成12年4月1日から平成15年3月31日までとします。
6. その他 町内の小売店については、利尻町商工会(☎4-2210)へお問い合わせ下さい。

※詳細については、役場商工観光課広報交通係(☎4-2210)までお問い合わせ下さい。

4月1日から
チャイルドシート着用が義務化

チャイルドシートは 子どもの命を守ります

〈総務庁〉

春の全国交通安全運動が
4月6日(木)~15日(土)までの10日間実施されます



乳児用
(0~9カ月程度)



幼児用
(4カ月~4歳程度)



学童用
(4~10歳程度)

※適用年齢は、あくまで目安で、子どもの体格や製品によって異なります。

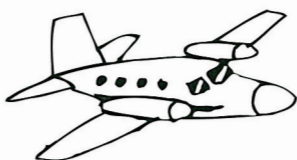
》自衛隊幹部候補生募集《

- 1 受付期間 : 平成12年4月10日~平成12年5月12日
- 2 試験日 : 1次試験 平成12年5月27日(土)
2次試験 平成12年6月28日~6月30日のうち指定する1日
- 3 試験会場 : 1次試験・2次試験 旭川を含め道内4カ所
(全国各地での受験も可能です。)
- 4 応募資格 : 日本国籍を有し22歳以上26歳未満の者で大学卒業程度の学力を有する方
(平成12年3月大学卒業予定者も含む)



※詳しくは、利尻町役場民生課町民係または自衛隊稚内募集事務所(☎0162-23-2721)にお問い合わせ下さい。

4月の空



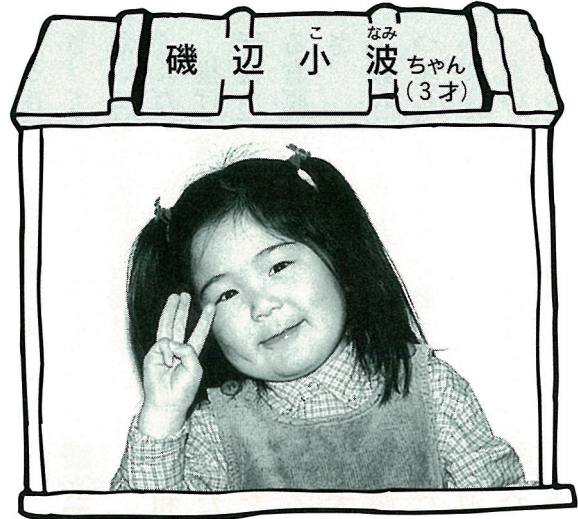
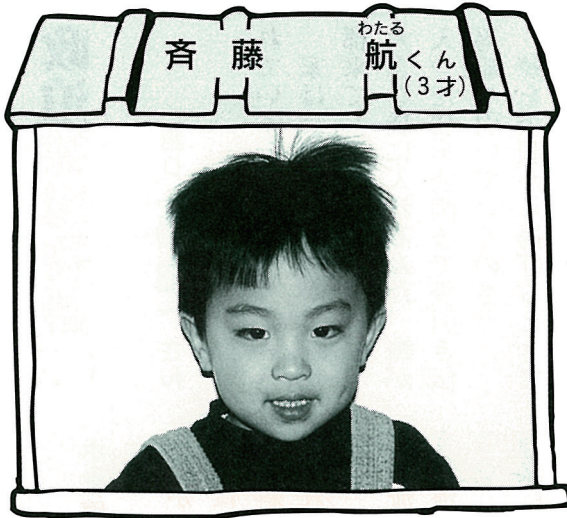
飛行機運航時刻表

利尻発 12:40 → 稚内着 13:00	稚内発 12:00 → 利尻着 12:20
丘珠発 8:45 → 稚内着 9:45	稚内発 10:15 → 丘珠着 11:15
丘珠発 14:45 → 稚内着 15:45	稚内発 16:15 → 丘珠着 17:15
千歳発 11:25 → 稚内着 12:15	稚内発 12:45 → 千歳着 13:35

平成版

わが家のアイドル

88



沓形字緑町
父：晋さん
母：仁子さん

♡お母さんからひとこと
たくましく思いやりのある
人になってね

沓形字神居
父：史生さん
母：由加里さん

♡お母さんからひとこと
いつも笑顔でやさしい女の
子になってね

心のこもった声かけにご協力を

街に笑顔を、
あいさつを!

気軽に交わすあいさつは、心と心のおつきあい
～広げよう声かけ運動実施中～

おはよう!
こんにちは!
お元気ですか!
ごくろうさま!



利尻の語り (139)

政治鯨場物語(二)

語り 宮下昭一さん

郡来てくる鯨の網起こし

鯨場の準備ができると、船で鯨が郡来てくるのを待ってるんだ。海が風ぎていつ鯨が郡来てくるかわからないから、保津船に屋形組んで常時二人そこに泊まってるんだ。

そこで、建網に糸を張って待つてるのよ。その糸にぶつかった魚は、その手応えから鯨なのかホッケなのか分かるそうなんだ。

鯨がものすごく郡来てきて一晩で二十から三十袋も獲れたことがあった。夜、鯨が獲り続けて、朝になると獲れなくなるんだ。

建網に入ってきた鯨を起こし船に乗ってる十七、八人の若い衆で、声掛け合って網を引き上げて大きな袋に鯨を入

れていくのよ。

家は袋澗もつてたから鯨が郡来てるうちは、獲り続けて大きな袋に入れるんだ、鯨が入った袋を袋澗まで袋引き伝馬船で引いていくのさ。

鯨を袋澗から揚げるときにソーラン節かけてタイミング良く揚げていくけど、大漁したときは「ソーランちよい」さ。てみじかにかけ声かけて急いで鯨を袋網から揚げていくんだ。

揚げた鯨をモッコに入れて背負ってナツボ、鯨つぶしする倉庫だね、そこまで運ぶのさ。

数の子、白子を獲って、鯨つぶして尻つなぎ、藁でつないで干すんだ。

だいたい五月末には鯨場が終わって若い衆が島から離れて青森に帰っていくのよ。鯨

場が終わると、仙法志神社の祭りさ。

ホマ場所

鯨が郡来て産卵する数の子白子は海の水の栄養分、昆布の肥料になったようだね。海が荒れてくると、数の子が流され、白子は溶けてしまうんだ。流された数の子が山のようには海岸に打ち上がって来るのが、大空沢のあるところから神磯にかけての海岸よ。そこは古くからホマ場所と呼ばれていたんだ。

鯨よ郡来てこい

昭和二十九年の鯨は大々漁だった。鯨があまるだけ獲れたんだ。ところが昭和三十年になると、今年も獲れるだろうと大きな期待が込められたが仙法志の御崎方面で獲れただけだった。

政治の家の漁場では獲れなかった。昭和三十一年は沿岸でまったく獲れなく、沖合の刺し網漁で獲れたんだ。三十

二年にはどこでも獲れなかった。鯨漁の終わりだったね。

今、留萌で鯨が獲れることや利尻、礼文で冬でも獲れる話を聞くと、もう一度、鯨郡来てくれればと思うんだ。鯨

場の人の集まり、賑わいが次の年もという期待感が続く鯨場がもう一度来てくれればと、

三月の海を見ながら思うんだ。
語り 宮下昭一さん 昭和三年三月二十八日、仙法志字政治で鯨場をしていた家に生まれる。
採訪 西谷榮治(利尻町立博物館学芸係長)二〇〇〇年二月十七日



鯨さき作業 仙法志字神磯 昭和31年4月(写真提供 長野 重一氏)

全道一斉

春の火災予防運動実施!

4月20日から30日までの11日間

長い冬も終わり、やっと春めいて来ましたが火の取り扱いはまだまだ油断が出来ません。

春は空気が乾燥し、風の強い日が多いため非常に危険な時期です。

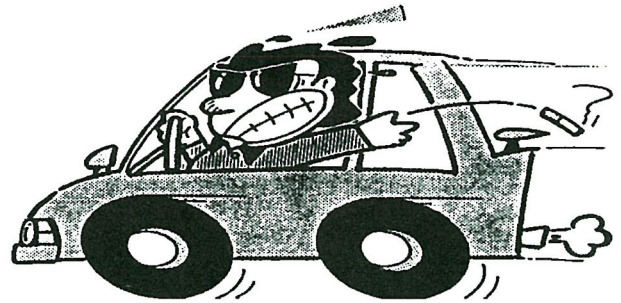
次の事は特に注意しましょう。



焚き火やゴミの焼却は、風の強い日はさけましょう。また消防署に届け出ましょう。



子供の火遊びは、非常に危険です。もし見かけた場合は、注意してあげましょう。



タバコのポイ捨ては、非常に危険なので絶対に止めて下さい。

防火ポ



2月11日、新春防火の集いが開催されました。少年消防クラブ員19名と教職員育成幹事2名が参加し、ロープの結び方やけが人の搬送方法を勉強しました。その後行ったゲームでは大変盛り上がり、昼食は婦人防火クラブのお母さん達が作ってくれた、おぞう煮をみんなで仲良く食べました。



2月20日、利尻町消防団活性化事業が夢交流館で行われました。浜口団長以下81名が参加し、ホースの取り扱い要領や心肺蘇生法を学んだ後、分団対抗によるフットベースボールを行い、さわやかな汗を流しました。結果は次の通りです。

- 1位 第4分団Aチーム
- 2位 第6分団チーム
- 3位 第1分団Aチーム

無火災記録 六百八十二日 (三月十日現在)

あぶないよ ひとりぼっちにした その火



戸籍の

うづき

自2月1日
至2月29日

おくやみ

申し上げます

◎死	住所氏名	年齢
2/17 緑町	清水伊代	76歳
2/16 仙法志町	杉田博邦	65歳
2/4 久連	榎山キヨ	68歳



利尻島国保中央病院

産婦人科診療のお知らせ(予定)

札幌医大産婦人科出張診療の日程は次のとおりです。

四月五日	齊藤 豪 先生
四月十日	遠藤 俊明 先生
四月十七日	小泉 基生 先生
四月二十四日	寒河江 悟 先生

受付は、午前中だけです。

詳しくは、利尻島国保中央病院へ問い合わせ下さい。

利尻町から転出される方へ

転入の手続きは、新しい住所地で実際に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区役所・町村役場で転入届をしてください。

※転入届に必要なもの

- 利尻町からの転出証明書
 (転出予定日、転入地を変更した場合でも、実際の新住所地の役所・役場にそのまま提出してください。)
- 印鑑

ご厚情に

感謝します

この度、次の方から愛情銀行に金一封が預託されましたので紙上を借りてお礼申し上げます。

仙法志字久連 榎山志年様
から、妻 キヨ様の香典返しを廃して

仙法志字本町 杉田晴子様
から、夫 博邦様の香典返しを廃して

杓形字緑町 清水章延様
から、妻 伊代様の香典返しを廃して

(利尻町社会福祉協議会)



停電のお知らせ

- 日時 平成12年4月16日(日) 午前10時～午後2時まで
- 停電地域 利尻島全域
- 発電所定期点検のため
- お問い合わせ 北海道電力(株)利尻営業所 ☎4-2011

運転免許証更新時講習会

- 優良講習 4月14日(金) 午後5時30分より 利尻島開発総合センター
 - 特定任意講習 4月16日(日) 午後6時より 利尻島開発総合センター
- 稚内警察署杓形駐在所 ☎4-2110



交通事故死^{ゼロ}目標3,000日

- スピード・ダウンで安全運転を!!
- シートベルトは必ず着用しましょう。
- ライトは早めに点灯しましょう。

利尻町 杓形・仙法志交通安全協会